



三重県公報

平成31年3月26日（火）

第 3094 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
規 則			
18	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則	(健康づくり課)	2
19	三重県立子ども心身発達医療センター条例施行規則の一部を改正する規則	(子育て支援課)	2
20	三重県立職業能力開発施設条例施行規則の一部を改正する規則	(雇用対策課)	6
告 示			
178	生活保護法の規定による医療扶助のための施術を担当する施術者の指定	(地域福祉課)	8
179	生活保護法の規定による指定施術者からの名称等の変更の届出	(同)	8
180	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による医療扶助のための施術を担当する施術者の指定	(同)	8
181	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定施術者からの名称等の変更の届出	(同)	8
182	車両制限令第3条第1項第3号に定める道路の指定及び同令第10条第1項に定める通行方法	(道路管理課)	8
183	水防法の規定による浸水想定区域の指定	(河川課)	13
184	同件	(同)	13
185	同件	(同)	13
186	同件	(同)	13
187	土砂災害警戒区域の指定	(防災砂防課)	13
188	同件	(同)	14
189	同件	(同)	14
190	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	(同)	15
191	同件	(同)	18
192	同件	(同)	21
193	教育関係事業補助金等交付要綱の一部を改正する告示	(教育委員会)	32
内 水 面 告 示			
1	第五種共同漁業権に係る平成31年度目標増殖量	(内水面漁場管理委員会)	32
公 告			
	公共測量を実施する旨の通知	(公共用地課)	33
	基本測量が終了した旨の通知	(同)	33
	公共測量が終了した旨の通知	(同)	33
	同件	(同)	34
	河川整備計画を定めた旨及びその関係図書の縦覧	(河川課)	34
	都市計画の図書の写しの縦覧	(都市政策課)	34
特 定 調 達 公 告			
	落札者を決定した旨	(広聴広報課)	34

規 則

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成三十一年三月二十六日

三重県知事 鈴木 英 敬

三重県規則第十八号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則（昭和二十九年三重県規則第二十九号の一）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（診察依頼書の交付及び診断書）</p> <p>第四条 知事は、指定医をして法第二十七条の診察をさせようとするときは、第二号様式により指定医に依頼をしなければならない。ただし、緊急やむを得ない場合は、口頭で診察の依頼を行うとともに、速やかに同様式により手続をとることができ</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（診察の通知）</p> <p>第五条 法第二十八条による診察の通知は、第四号様式によらなければならない。ただし、緊急やむを得ない場合は、口頭で診察の通知を行うとともに、速やかに同様式により手続をとることができ</p>	<p>（診察依頼書の交付及び診断書）</p> <p>第四条 知事は、指定医をして法第二十七条の診察をさせようとするときは、第二号様式により指定医に依頼をしなければならない。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（診察の通知）</p> <p>第五条 法第二十八条による診察の通知は、第四号様式によらなければならない。</p>

第四号様式中「精神障害がみず」を「精神障害がみず又はその疑いのある者」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

三重県立子ども心身発達医療センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成三十一年三月二十六日

三重県知事 鈴木 英 敬

三重県規則第十九号

三重県立子ども心身発達医療センター条例施行規則の一部を改正する規則

三重県立子ども心身発達医療センター条例施行規則（平成二十九年三重県規則第三十六号）の一部を次のように改正する。

第二号様式から第四号様式までを次のように改める。

第 2 号様式（第 5 条関係）

入 所 （ 院 ） 申 込 書

年 月 日

三重県立子ども心身発達医療センター長 宛て

保護者 住 所
ふりがな
氏 名 ㊟

生年月日 年 月 日
患者との続柄
電話番号

私は、下記の者を三重県立子ども心身発達医療センターに入所（院）させたいので申し込みます。

記

住 所
ふりがな
患者氏名

生年月日 年 月 日

年 齢

学校名等

(規格A4)

第3号様式（第5条関係）

身 元 引 受 書			
			年 月 日
三重県立子ども心身発達医療センター長 宛て			
保護者	住 所		
	ふりがな		
	氏 名	㊟	
	生年月日	年 月 日	
	患者との続柄		
	電話番号		
私は、下記の者が三重県立子ども心身発達医療センターに入所（院）することに同意し、その身元を引き受けます。			
記			
住 所			
	ふりがな		
	患者氏名		
	生年月日	年 月 日	
	年 齢		
	学校名等		

(規格A4)

第 4 号様式 (第 5 条関係)

誓 約 書		
	年	月 日
三重県立子ども心身発達医療センター長 宛て		
保 護 者	住 所 ふりがな 氏 名	ⓐ
	生年月日	年 月 日
	患者との続柄	
	電話番号	
連帯保証人	住 所 ふりがな 氏 名	ⓐ
	生年月日	年 月 日
	患者との続柄	
	電話番号	
<p>1 私は、下記の者の入所（院）に係る一切の費用をセンター指定の支払日に必ず支払います。万が一違反したときは、連帯保証人がその責任を負います。</p> <p>2 下記の者が入所（院）中無断で退去したとき又はセンターの規律に違反したときは、退所（院）を命ぜられても異議はありません。</p>		
記		
住 所		
ふりがな 患者氏名		
生年月日	年	月 日
年 齢		
学校名等		

備考 連帯保証人は、できる限り県内在住者であり、別世帯で生計を立てている人であること。

(規格 A4)

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の際現に三重県立子ども心身発達医療センター長に対してなされている改正前の三重県立子ども心身発達医療センター条例施行規則(次項において「旧規則」という。)の規定に基づく申込みその他の行為は、改正後の三重県立子ども心身発達医療センター条例施行規則に基づく申込みその他の行為とみなす。
- 3 この規則の施行前に旧規則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

三重県立職業能力開発施設条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成三十一年三月二十六日

三重県知事 鈴木 英 敬

三重県規則第二十号

三重県立職業能力開発施設条例施行規則の一部を改正する規則

三重県立職業能力開発施設条例施行規則(昭和三十五年三重県規則第七十二号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
(条例第七条第一項第一号の規則で定める訓練科)				(条例第七条第一項第一号の規則で定める訓練科)			
第十八条 条例第七条第一項第一号の規則で定める普通課程の訓練科は、介護福祉士養成科、保育士養成科及び栄養士養成科とする。				第十八条 条例第七条第一項第一号の規則で定める普通課程の訓練科は、介護福祉士養成科及び保育士養成科とする。			
別表第1(第2条関係)				別表第1(第2条関係)			
学校名	訓練課程	訓練科	訓練期間	学校名	訓練課程	訓練科	訓練期間
三重県立津	普通課程	(略)	(略)	三重県立津	普通課程	(略)	(略)
高等技術学		保育士養成科	2年	高等技術学		保育士養成科	2年
校		栄養士養成科	2年	校			
	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)
備考 (略)				備考 (略)			

第四号様式を次のように改める。

第 4 号様式 (第 7 条関係)

短期課程受講希望者調査票兼申請書

年 月 日

三重県立津高等技術学校長 宛て

次のとおり希望(申請)します。

フリガナ		生年月日	年 月 日生
氏名	㊞		
現住所	〒 □□□-		
携帯又は 自宅電話番号			
求職者番号		雇用保険 支給番号	

希望訓練科名			
第1希望		第2希望	
科名	科	科名	科
訓練施設		訓練施設	
訓練開始月	年 月	訓練開始月	年 月

同年度内の能力開発説明会受講済みの場合		
説明会受講月	会場名	科名
年 月		科

※この欄には何も記入しないでください。

受付番号	
受付年月日	年 月 日

附 記

この取組は、伊勢川上・中四郎・中から施行する。

告 示

三重県告示第 178 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 55 条において準用する同法第 49 条の規定により、医療扶助のための施術を担当する施術者を指定しました。

平成 31 年 3 月 26 日

三重県知事 鈴木 英 敬

施術者の氏名	施術所の名称	所在地	指定年月日
鈴木 守	KEiROW 伊勢ステーション	伊勢市黒瀬町 1941-24	平成 31 年 3 月 1 日

三重県告示第 179 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 55 条において準用する同法第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定施術者から名称等の変更の届出がありました。

平成 31 年 3 月 26 日

三重県知事 鈴木 英 敬

施術者の氏名	施術所の名称	所在地	変更後の名称等	変更年月日
山田 哲嗣	算接骨院	鈴鹿市算所 5-14-21	山田接骨院 鈴鹿市中江島町 19-38	平成 30 年 5 月 22 日
菊川 金六	菊川治療院	伊勢市一色町 1519-10	KEiROW 伊勢ステーション 伊勢市黒瀬町 1941-24	平成 31 年 3 月 1 日

三重県告示第 180 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条（同法第 55 条において準用する場合を含む。）の規定により、医療扶助のための施術を担当する施術者を指定しました。

平成 31 年 3 月 26 日

三重県知事 鈴木 英 敬

施術者の氏名	施術所の名称	所在地	指定年月日
鈴木 守	KEiROW 伊勢ステーション	伊勢市黒瀬町 1941-24	平成 31 年 3 月 1 日

三重県告示第 181 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2（同法第 55 条において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり指定施術者から名称等の変更の届出がありました。

平成 31 年 3 月 26 日

三重県知事 鈴木 英 敬

施術者の氏名	施術所の名称	所在地	変更後の名称等	変更年月日
山田 哲嗣	算接骨院	鈴鹿市算所 5-14-21	山田接骨院 鈴鹿市中江島町 19-38	平成 30 年 5 月 22 日
菊川 金六	菊川治療院	伊勢市一色町 1519-10	KEiROW 伊勢ステーション 伊勢市黒瀬町 1941-24	平成 31 年 3 月 1 日

三重県告示第 182 号

車両制限令（昭和 36 年政令第 265 号）第 3 条第 1 項第 3 号の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が 4.1 メートルである道路を次のとおり指定し、併せて、同令第 10 条第 1 項の規定に基づき、当該道路を通行する高さが 3.8 メートルを超え 4.1 メートル以下の車両の通行方法を次のとおり定め、平成 31 年 4 月 1 日から施行します。

なお、平成 28 年三重県告示第 216 号は、平成 31 年 3 月 31 日限り廃止します。

平成 31 年 3 月 26 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 指定する道路の路線名及び区間

路線名	区 間
一般国道 25 号	伊賀市上村字中郷 1489 番 2 から 伊賀市山神字世古之口 34 番 2 地先まで
一般国道 25 号	伊賀市上野農人町 350 番 1 から 伊賀市上野西大手町 3623 番 3 まで
一般国道 163 号	伊賀市小田町字稲久保 241 番 1 地先から 伊賀市上野西大手町 3623 番 3 まで
一般国道 163 号	伊賀市上野農人町 554 番 3 地先から 伊賀市西明寺字天王 934 番 1 地先まで
一般国道 164 号	四日市市千歳町字千歳 9 番 1 から 四日市市中部 2507 番地先まで
一般国道 165 号	津市戸木町字西羽野 5572 番 1 から 津市雲出本郷町字松縄 1706 番 11 地先まで
一般国道 166 号	松阪市飯高町宮前字川ノ上 38 番 1 から 松阪市大黒田町字畔田 722 番 2 地先まで
一般国道 167 号	鳥羽市白木町字細田 68 番 3 から 伊勢市二見町松下字滝落 1944 番 1 地先まで
一般国道 306 号	亀山市菅内町字折越 1630 番地先から 鈴鹿市東庄内町字池代 4028 番 4 地先まで
一般国道 306 号	鈴鹿市長澤町字北間倉 1265 番から いなべ市藤原町山口字下孫月 3967 番まで
一般国道 365 号	いなべ市藤原町古田字広田 374 番 2 から いなべ市藤原町山口字下孫月 3967 番まで
一般国道 365 号	いなべ市北勢町別名字白口 237 番から 四日市市末永町字宮ノ南 393 番 1 まで
一般国道 368 号	伊賀市守田町字茶屋前 111 番 3 から 名張市蔵持町原出 1301 番 2 まで
一般国道 421 号	桑名市大字西別所字新山畑 1920 番 1 地先から いなべ市大安町石樽東字湍川 3396 番地先まで
一般国道 422 号	伊賀市丸柱字峠 2242 番 231 地先から 伊賀市丸柱字殿白 1608 番 5 まで
一般国道 422 号	伊賀市三田字東大町 410 番 2 地先から 伊賀市小田町字稲久保 241 番 1 地先まで
一般国道 425 号	尾鷲市倉ノ谷町 1083 番 2 から 尾鷲市倉ノ谷町 1087 番 30 まで
一般国道 477 号	四日市市西伊倉町西川原 37 番 2 から 三重郡菰野町大字菰野字野中 3920 番 7 まで
一般国道 477 号	四日市市久保田二丁目 622 番 2 から (三滝川左岸側経由) 四日市市高角町字中川原 2892 番 1 まで
一般国道 477 号	四日市市高角町字西川原 2420 番 3 から 三重郡菰野町大字吉澤字八反田 1692 番 3 まで
県道北勢多度線	いなべ市北勢町瀬木 420 番 4 から いなべ市員弁町字野 67 番 1 まで
県道北勢多度線	いなべ市員弁町畑新田字池ノ脇 682 番 4 から 桑名市多度町北猪飼字寺山 321 番 7 地先まで

県道四日市楠鈴鹿線	四日市市尾上町 20 番 3 から 四日市市楠町南五味塚字新貝 170 番 10 地先まで
県道四日市鈴鹿環状線	四日市市尾平町字新平川原 1696 番 3 から 四日市市室山町字八反田 610 番 2 まで
県道四日市鈴鹿環状線	四日市市采女町字清水 3004 番 7 地先から 鈴鹿市国分町字世戸 642 番地先まで
県道四日市鈴鹿環状線	鈴鹿市神戸三丁目 165 番 1 地先から 鈴鹿市北玉垣町字細田 1661 番 2 地先まで
県道津関線	津市芸濃町椋本字南山ノ花 2739 番 1 から 亀山市関町古厩字宝路 121 番地先まで
県道菰野東員線	員弁郡東員町大字鳥取字大華表 377 番 3 から 員弁郡東員町大字穴太 733 番 1 まで
県道北方多度線	桑名市多度町福永 1293 番 11 から 桑名市多度町香取 2123 番 6 まで
県道四日市多度線	桑名市多度町北猪飼 372 番 3 から 桑名市多度町香取 380 番 1 まで
県道神戸長沢線	鈴鹿市上野町字佐々木 3052 番地先から 鈴鹿市加佐登一丁目 2545 番 1 地先まで
県道神戸長沢線	鈴鹿市高塚町字神垣 216 番 4 地先から 鈴鹿市長澤町字北間倉 1264 番 1 地先まで
県道亀山白山線	亀山市川合町字丁安田 1580 番地先から 津市芸濃町椋本字百々 5039 番 2 まで
県道伊勢磯部線	伊勢市藤里町字岩ヶ崎 701 番 2 から 伊勢市宇治浦田二丁目 91 番 23 まで
県道鳥羽松阪線	伊勢市川端町字山起 206 番 1 から 松阪市宮町字西浦 230 番まで
県道亀山鈴鹿線	亀山市和田町字和田ノ原 1589 番 3 から 鈴鹿市道伯二丁目 2060 番 1 まで
県道津芸濃大山田線	津市芸濃町北神山字川向 74 番 2 から 津市芸濃町北神山字沢 129 番 2 まで
県道宮妻峡線	四日市市水沢町字青木川 4064 番 23 から 四日市市八王子町字里前 2111 番 2 まで
県道宮妻峡線	四日市市波木町字野僧谷 1102 番 9 から 四日市市日永五丁目 2178 番 1 まで
県道甲南阿山伊賀線	伊賀市玉瀧字西砂ノ谷国有林 73 は林小班先から 伊賀市西之澤字上之段 2291 番まで
県道鈴鹿環状線	鈴鹿市神戸三丁目 169 番 7 から 鈴鹿市平野町字花林 1412 番 3 まで
県道鈴鹿環状線	鈴鹿市八野町字天伯 412 番 1 地先から 鈴鹿市八野町字天伯 429 番 8 地先まで
県道上野大山田線	伊賀市生琉里 2896 番 11 から 伊賀市下友生字西新開 3499 番まで
県道松阪第 2 環状線	松阪市西黒部町字大板 412 番 1 から 松阪市大宮田町字里 466 番 1 まで
県道松阪第 2 環状線	松阪市八太町字クリ穴 583 番 11 地先から 松阪市桂瀬町字茶屋浦 227 番 6 地先まで
県道松阪第 2 環状線	松阪市丹生寺町字向山 8 番 4 地先から 松阪市大塚町字四反田 374 番 3 地先まで
県道伊勢松阪線	伊勢市中島一丁目 803 番 1 地先から 伊勢市御薮町高向字川原 1744 番 5 地先まで
県道伊勢松阪線	多気郡明和町大字山大淀字中島 1679 番 3 から 多気郡明和町大字行部字東浦 282 番 28 まで
県道上海老茂福線	四日市市上海老町 1841 番 2 から 四日市市茂福町 2046 番地先まで

県道四日市朝日線	四日市市黄金町 47 番 2 地先から 三重郡朝日町大字柿字外戸 288 番地先まで
県道湾岸桑名インター線	桑名市大字福岡町 475 番 1 地先から 桑名市大字和泉 436 番 2 地先まで
県道四日市鈴鹿線	四日市市大治田二丁目 1017 番 4 から 四日市市河原田町字里南 2485 番 2 地先まで
県道木曾岬弥富停車場線	桑名郡木曾岬町大字栄 356 番から 桑名郡木曾岬町大字新加路戸 14 番 1 まで
県道上浜高茶屋久居線	津市上浜町二丁目 196 番 1 から 津市垂水字入江 99 番 2 まで
県道伊賀甲南線	伊賀市新堂字一本木 59 番 5 から 伊賀市新堂字平ノ谷 1700 番 3 まで
県道信楽上野線	伊賀市小田町字稲久保 241 番 2 から 伊賀市山神字世古之口 34 番 5 まで
県道信楽上野線	伊賀市千歳字西之辻 273 番 6 地先から 伊賀市千歳字西之芝 861 番 2 地先まで
県道四日市菰野大安線	四日市市波木町 1105 番から いなべ市大安町丹生川久下字生保柴 123 番 1 まで
県道鈴鹿関線	鈴鹿市八野町字天伯 399 番 5 地先から 亀山市菅内町字折越 1631 番 1 まで
県道鈴鹿関線	亀山市天神四丁目 3270 番地先から 亀山市野村町字清谷 1658 番 3 地先まで
県道伊賀大山田線	伊賀市下柘植字馬場 5013 番 3 から 伊賀市希望ヶ丘西一丁目 35 番 193 まで
県道依那具荒木線	伊賀市ゆめが丘二丁目 4 番地先から 伊賀市下友生字西新開 3499 番まで
県道宇治山田港伊勢市停車場線	伊勢市神社港字新屋敷前 304 番 15 地先から 伊勢市小木町須賀野 623 番 2 地先まで
県道桑名四日市線	桑名市相川町 7 番地先から 桑名市大字小貝須字新堀北 1568 番地先まで
県道桑名四日市線	四日市市東茂福町 2047 番 1 地先から 四日市市霞一丁目 17 番 1 地先まで
県道三畑四日市線	四日市市鹿間町字市場 158 番 5 から 四日市市鹿間町字東山 1 番 2 まで
県道三畑四日市線	四日市市采女町 2223 番 1 から 四日市市追分三丁目 146 番まで
県道楠河原田線	四日市市楠町北五味塚字不納 1934 番地先から 四日市市河原田町字狭 1284 番 2 まで
県道楠河原田線	四日市市河原田町字森 1760 番 1 から 四日市市河原田町字今宿 2259 番 1 まで
県道千代崎港線	鈴鹿市東玉垣町字山神戸 2607 番地先から 鈴鹿市南玉垣町字北箱塚 3000 番 17 地先まで
県道田丸停車場斎明線	多気郡明和町大字有爾中字発し 1093 番 1 から 多気郡明和町大字斎宮字西小清水 4311 番まで
県道大泉東停車場線	いなべ市員弁町大泉字山上 2537 番から いなべ市員弁町大泉字野中 1281 番 3 まで
県道鈴鹿公園長沢線	鈴鹿市長澤町字須坂 384 番 1 地先から 鈴鹿市長澤町字北間倉 1265 番地先まで
県道亀山城跡線	亀山市東御幸町字実泥 40 番 1 地先から 亀山市太岡寺町字下谷 1233 番 5 地先まで
県道南中津原畑新田線	いなべ市北勢町南中津原字東野坂 191 番地 3 から いなべ市員弁町畑新田字溜岸 13 番地 8 まで
県道福島城南線	桑名市大字大福 450 番 3 から 桑名市大字江場 699 番 1 まで

県道篠立下野尻線	いなべ市藤原町山口 3390 番 193 から いなべ市藤原町山口 433 番 191 まで
県道田光四日市線	三重郡菰野町大字永井 2342 番 1 から 三重郡菰野町大字竹成 2073 番 6 まで
県道四日市東員線	四日市市朝明町字宮北 535 番 1 から 員弁郡東員町大字中上 548 番 2 まで
県道千草赤水線	三重郡菰野町大字吉澤字八反田 1702 番から 三重郡菰野町大字吉澤字八反田 1687 番まで
県道上海老高角線	四日市市赤水町 1376 番 1 から 四日市市平尾町 3883 番 1 まで
県道宮東日永線	四日市市宮東町三丁目 26 番から 四日市市泊小柳町 2181 番まで
県道小林鹿間線	四日市市山田町字向山 763 番 1 から 四日市市鹿間町字市場 157 番 5 まで
県道辺法寺加佐登停車場線	鈴鹿市津賀町字二ツ辻 119 番 2 から 鈴鹿市汲川原町字郷明 341 番 6 まで
県道三行庄野線	鈴鹿市御菌町字小深田 4499 番地先から 鈴鹿市平田新町 1643 番 2 まで
県道三行庄野線	鈴鹿市庄野共進二丁目 3401 番から 鈴鹿市庄野町字川久保 1481 番 1 地先まで
県道上野鈴鹿線	鈴鹿市稲生四丁目 4727 番 3 から 鈴鹿市稲生西三丁目 7580 番 4 まで
県道上野鈴鹿線	鈴鹿市末広南一丁目 5189 番 1 地先から 鈴鹿市末広北一丁目 5216 番 3 地先まで
県道白木西町線	亀山市布気町字八輪 512 番 16 から 亀山市野村二丁目 183 番 2 まで
県道河合丸柱線	伊賀市千貝字焼尾谷 46 番 7 地先から 伊賀市丸柱字北出 1557 番 1 地先まで
県道川東佐那具線	伊賀市西之澤字天道 408 番 2 から 伊賀市西之澤字上之段 67 番 1 地先まで
県道治田山出線	伊賀市治田字小谷 2789 番 9 から 伊賀市治田字鳥屋ヶ尾 2506 番 17 地先まで
県道東大淀小俣線	伊勢市東大淀町字西大野 4957 番地先から 伊勢市小俣町明野 1062 番 1 地先まで
県道大湊宮町停車場線	伊勢市御菌町高向字二ツ屋 3375 番から 伊勢市御菌町高向字野池 2022 番 1 地先まで
県道茶屋湯の山停車場線	三重郡菰野町大字菰野字火除野 5831 番 2 から 三重郡菰野町大字菰野字野中 3920 番 7 まで
県道津香良洲線	津市雲出本郷町字松縄 1704 番 1 地先から 津市雲出伊倉津町字下津 684 番 7 地先まで
県道甲賀阿山線	伊賀市玉瀧字栃谷 4756 番 1 地先から 伊賀市川合字焼尾国有林 73 は林小班内まで

2 通行方法

1 の道路を通行する高さが 3.8 メートルを超え 4.1 メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

(1) 走行位置の指定

トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵すおそれがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に入入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識、樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

(2) 後方警戒措置

後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法 0.23 メートル以上、縦寸法 0.12 メートル以上（又は横寸法 0.12 メートル以上、縦寸法 0.23 メートル以上）の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

(3) 道路情報の収集

道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。

三重県告示第 183 号

水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 14 条第 1 項及び第 2 項並びに水防法施行規則（平成 12 年建設省令第 44 号）第 2 条に基づき、三渡川水系三渡川に係る洪水浸水想定区域を指定するとともに、当該区域が浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間並びに基本高水の設定の前提となる降雨（計画降雨）により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深を定めましたので、同法第 14 条第 3 項及び同規則第 3 条第 1 項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、三重県県土整備部河川課、三重県戦略企画部情報公開課及び三重県松阪建設事務所に備え置いて縦覧に供します。

平成 31 年 3 月 26 日

三重県知事 鈴木 英 敬

三重県告示第 184 号

水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 14 条第 1 項及び第 2 項並びに水防法施行規則（平成 12 年建設省令第 44 号）第 2 条に基づき、加茂川水系加茂川に係る洪水浸水想定区域を指定するとともに、当該区域が浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間並びに基本高水の設定の前提となる降雨（計画降雨）により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深を定めましたので、同法第 14 条第 3 項及び同規則第 3 条第 1 項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、三重県県土整備部河川課、三重県戦略企画部情報公開課及び三重県志摩建設事務所に備え置いて縦覧に供します。

平成 31 年 3 月 26 日

三重県知事 鈴木 英 敬

三重県告示第 185 号

水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 14 条第 1 項及び第 2 項並びに水防法施行規則（平成 12 年建設省令第 44 号）第 2 条に基づき、銚子川水系銚子川に係る洪水浸水想定区域を指定するとともに、当該区域が浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間並びに基本高水の設定の前提となる降雨（計画降雨）により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深を定めましたので、同法第 14 条第 3 項及び同規則第 3 条第 1 項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、三重県県土整備部河川課、三重県戦略企画部情報公開課及び三重県尾鷲建設事務所に備え置いて縦覧に供します。

平成 31 年 3 月 26 日

三重県知事 鈴木 英 敬

三重県告示第 186 号

水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 14 条第 1 項及び第 2 項並びに水防法施行規則（平成 12 年建設省令第 44 号）第 2 条に基づき、船津川水系船津川に係る洪水浸水想定区域を指定するとともに、当該区域が浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間並びに基本高水の設定の前提となる降雨（計画降雨）により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深を定めましたので、同法第 14 条第 3 項及び同規則第 3 条第 1 項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、三重県県土整備部河川課、三重県戦略企画部情報公開課及び三重県尾鷲建設事務所に備え置いて縦覧に供します。

平成 31 年 3 月 26 日

三重県知事 鈴木 英 敬

三重県告示第 187 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 7 条第 1 項の

規定により、次の土地の区域を土砂災害警戒区域に指定します。

平成 31 年 3 月 26 日

三重県知事 鈴木 英 敬

区域の名称	区域の所在	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
釜石川Ⅱ	名張市青蓮寺 (詳細は次の図のとおり)	土石流
星川Ⅱ	名張市赤目町星川、赤目町檀 (詳細は次の図のとおり)	土石流

(「次の図」は省略し、その図面を県土整備部防災砂防課、伊賀建設事務所及び名張市役所に備え置いて縦覧に供します。)

三重県告示第 188 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成 12 年法律第 57 号)第 7 条第 1 項の規定により、次の土地の区域を土砂災害警戒区域に指定します。

平成 31 年 3 月 26 日

三重県知事 鈴木 英 敬

区域の名称	区域の所在	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
山神川東-2	鳥羽市河内町 (詳細は次の図のとおり)	土石流
熊倉	鳥羽市河内町、岩倉町 (詳細は次の図のとおり)	土石流
ゲバ	鳥羽市船津町 (詳細は次の図のとおり)	土石流
加茂-2	鳥羽市船津町 (詳細は次の図のとおり)	土石流
木場	鳥羽市幸丘、船津町 (詳細は次の図のとおり)	土石流
城山	鳥羽市岩倉町 (詳細は次の図のとおり)	土石流
東地川-2	鳥羽市岩倉町 (詳細は次の図のとおり)	土石流
落口川北-3	鳥羽市船津町 (詳細は次の図のとおり)	土石流
船津	鳥羽市船津町 (詳細は次の図のとおり)	土石流
岩倉町	鳥羽市岩倉町 (詳細は次の図のとおり)	土石流

(「次の図」は省略し、その図面を県土整備部防災砂防課、志摩建設事務所及び鳥羽市役所に備え置いて縦覧に供します。)

三重県告示第 189 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成 12 年法律第 57 号)第 7 条第 1 項の規定により、次の土地の区域を土砂災害警戒区域に指定します。

平成 31 年 3 月 26 日

三重県知事 鈴木 英 敬

区域の名称	区域の所在	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
治田Ⅰ	伊賀市治田 (詳細は次の図のとおり)	土石流
法花Ⅰ	伊賀市法花 (詳細は次の図のとおり)	土石流
法花Ⅱ-2	伊賀市法花 (詳細は次の図のとおり)	土石流

法花VI-2	伊賀市法花 (詳細は次の図のとおり)	土石流
法花VII	伊賀市法花 (詳細は次の図のとおり)	土石流
法花VIII	伊賀市法花 (詳細は次の図のとおり)	土石流
荒打谷	伊賀市法花 (詳細は次の図のとおり)	土石流
法花IX-2	伊賀市法花 (詳細は次の図のとおり)	土石流
長田 I	伊賀市長田 (詳細は次の図のとおり)	土石流
長田III	伊賀市長田 (詳細は次の図のとおり)	土石流
長田 V	伊賀市長田 (詳細は次の図のとおり)	土石流
瀬羅谷 2 号	伊賀市長田 (詳細は次の図のとおり)	土石流
長田 X	伊賀市長田 (詳細は次の図のとおり)	土石流
長田 X II	伊賀市長田 (詳細は次の図のとおり)	土石流
長田 X IV	伊賀市長田 (詳細は次の図のとおり)	土石流
花谷-1	伊賀市山神 (詳細は次の図のとおり)	土石流
花谷-3	伊賀市山神 (詳細は次の図のとおり)	土石流
外山 I	伊賀市外山 (詳細は次の図のとおり)	土石流
外山 II	伊賀市外山 (詳細は次の図のとおり)	土石流
千歳 I	伊賀市千歳 (詳細は次の図のとおり)	土石流
オバタ谷 II	伊賀市北山、下川原 (詳細は次の図のとおり)	土石流
妙楽地 II	伊賀市妙楽地 (詳細は次の図のとおり)	土石流
瀧 II	伊賀市瀧 (詳細は次の図のとおり)	土石流
予野 1	伊賀市予野 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊
白樫 10	伊賀市白樫 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊
法花 1	伊賀市法花 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を県土整備部防災砂防課、伊賀建設事務所及び伊賀市役所に備え置いて縦覧に供します。)

三重県告示第 190 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 7 条第 1 項及び第 9 条第 1 項の規定により、次の土地の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定します。

平成 31 年 3 月 26 日

三重県知事 鈴木 英 敬

区域の名称	区域の所在	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条に規定する衝撃に関する事項
荒神谷Ⅰ	名張市青蓮寺 （詳細は次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
青蓮寺Ⅰ-1	名張市青蓮寺 （詳細は次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
青蓮寺Ⅰ-2	名張市青蓮寺 （詳細は次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
青蓮寺Ⅰ-3	名張市青蓮寺 （詳細は次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
青蓮寺Ⅰ-4	名張市青蓮寺 （詳細は次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
荒神谷Ⅱ	名張市青蓮寺 （詳細は次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
星川Ⅲ	名張市赤目町星川 （詳細は次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
星川Ⅰ	名張市赤目町星川、赤目町檀 （詳細は次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
柏原Ⅳ	名張市赤目町柏原、赤目町檀 （詳細は次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
長坂ⅩⅠ	名張市赤目町長坂 （詳細は次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
長坂ⅩⅡ	名張市赤目町長坂 （詳細は次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
長坂ⅩⅢ	名張市赤目町長坂 （詳細は次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
長坂ⅩⅣ	名張市赤目町長坂 （詳細は次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
長坂ⅩⅤ-1	名張市赤目町長坂 （詳細は次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
長坂ⅩⅤ-2	名張市赤目町長坂 （詳細は次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
長坂ⅩⅤ-3	名張市赤目町長坂 （詳細は次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
柏原Ⅰ-1	名張市赤目町柏原、赤目町長坂 （詳細は次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
柏原Ⅰ-2	名張市赤目町柏原、赤目町長坂 （詳細は次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
柏原Ⅰ-3	名張市赤目町柏原、赤目町長坂 （詳細は次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
長坂ⅩⅥ	名張市赤目町長坂 （詳細は次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
青蓮寺 1	名張市青蓮寺 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
青蓮寺 2	名張市青蓮寺 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
青蓮寺 3	名張市青蓮寺 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
百合が丘西 1 番町 1	名張市百合が丘西 1 番町、瀬古口 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

百合が丘西 1 番町 2	名張市百合が丘西 1 番町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
青蓮寺 12	名張市青蓮寺 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
青蓮寺 14	名張市青蓮寺 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
百合が丘西 1 番町 3	名張市百合が丘西 1 番町、瀬古口 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
青蓮寺 4	名張市青蓮寺 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
青蓮寺 6	名張市青蓮寺 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
青蓮寺 7	名張市青蓮寺 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
青蓮寺 8	名張市青蓮寺 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
青蓮寺 9	名張市青蓮寺 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
青蓮寺 10	名張市青蓮寺 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
青蓮寺 11	名張市青蓮寺 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
青蓮寺 13	名張市青蓮寺 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
青蓮寺 5	名張市青蓮寺 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
青蓮寺 15	名張市青蓮寺 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
南百合が丘 1	名張市南百合が丘、青蓮寺 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
一ノ井・上之畑	名張市赤目町一ノ井 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
長坂 1	名張市赤目町長坂 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
長坂 2	名張市赤目町長坂 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
柏原 2	名張市赤目町柏原、赤目町相楽 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
星川 1	名張市赤目町星川 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
長坂 3	名張市赤目町長坂 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
一ノ井 2	名張市赤目町一ノ井 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
一ノ井 3	名張市赤目町一ノ井 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
長坂 4	名張市赤目町長坂 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
長坂 5	名張市赤目町長坂 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
長坂 6	名張市赤目町長坂 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
長坂 7	名張市赤目町長坂 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

柏原 3	名張市赤目町柏原 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
長坂 8	名張市赤目町長坂 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
長坂 9	名張市赤目町長坂 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
柏原 4	名張市赤目町柏原 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
長坂 10	名張市赤目町長坂 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を県土整備部防災砂防課、伊賀建設事務所及び名張市役所に備え置いて縦覧に供します。)

三重県告示第 191 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成 12 年法律第 57 号)第 7 条第 1 項及び第 9 条第 1 項の規定により、次の土地の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定します。

平成 31 年 3 月 26 日

三重県知事 鈴木 英 敬

区域の名称	区域の所在	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成 13 年政令第 84 号)第 4 条に規定する衝撃に関する事項
海道	鳥羽市白木町 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
小菅谷	鳥羽市河内町 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
山神川西-1	鳥羽市河内町 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
山神川西-2	鳥羽市河内町 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
山神川東-1	鳥羽市河内町 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
鳥羽河内川	鳥羽市河内町 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
熊倉川	鳥羽市河内町 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
杉ヶ瀬	鳥羽市河内町 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
寺谷川	鳥羽市船津町 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
ちよろん谷	鳥羽市船津町 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
地獄谷	鳥羽市船津町 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
玄畜	鳥羽市船津町 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
落口川南-1	鳥羽市船津町 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
落口川南-2	鳥羽市船津町 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
加茂-1	鳥羽市船津町 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
幸丘北-1	鳥羽市幸丘 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり

幸丘北-2	鳥羽市幸丘 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
幸丘南	鳥羽市幸丘、船津町 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
東地川-1	鳥羽市岩倉町 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
白木南-1	鳥羽市白木町 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
白木南-2	鳥羽市白木町 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
白木北	鳥羽市白木町 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
川合西	鳥羽市白木町 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
ソウサク川	鳥羽市白木町、松尾町 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
風呂ノ谷	鳥羽市河内町 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
奥河内	鳥羽市河内町 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
奥河内川	鳥羽市河内町 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
河内	鳥羽市河内町 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
落口川北-1	鳥羽市船津町 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
落口川北-2	鳥羽市船津町 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
落口川北-4	鳥羽市船津町 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
落口川北-5	鳥羽市船津町 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
岩倉(2)	鳥羽市岩倉町 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
白木(5)	鳥羽市白木町 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
岩倉(1)	鳥羽市岩倉町 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
船津1	鳥羽市船津町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
船津2	鳥羽市船津町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
河内1	鳥羽市河内町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
河内2	鳥羽市河内町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
河内3	鳥羽市河内町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
河内4	鳥羽市河内町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
河内5	鳥羽市河内町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
岩倉1	鳥羽市岩倉町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

岩倉 2	鳥羽市岩倉町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
白木 1	鳥羽市白木町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
白木 2	鳥羽市白木町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
船津 3	鳥羽市船津町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
船津 4	鳥羽市船津町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
船津 5	鳥羽市船津町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
岩倉 3	鳥羽市岩倉町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
若杉 2	鳥羽市若杉町, 岩倉町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
船津 6	鳥羽市船津町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
岩倉 4	鳥羽市岩倉町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
河内 6	鳥羽市河内町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
白木 3	鳥羽市白木町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
船津 7	鳥羽市船津町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
船津 8	鳥羽市船津町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
幸丘 1	鳥羽市幸丘 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
河内 7	鳥羽市河内町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
船津 9	鳥羽市船津町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
船津 10	鳥羽市船津町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
幸丘 2	鳥羽市幸丘 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
河内 8	鳥羽市河内町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
河内 9	鳥羽市河内町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
岩倉 5	鳥羽市岩倉町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
河内 10	鳥羽市河内町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
白木 4	鳥羽市白木町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
白木 5	鳥羽市白木町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
岩倉 6	鳥羽市岩倉町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
白木 6	鳥羽市白木町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

河内 11	鳥羽市河内町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
船津 11	鳥羽市船津町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
河内 12	鳥羽市河内町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
河内 13	鳥羽市河内町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
白木 7	鳥羽市白木町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
船津 12	鳥羽市船津町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
岩倉 7	鳥羽市岩倉町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
白木 8	鳥羽市白木町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
白木 9	鳥羽市白木町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
白木 10	鳥羽市白木町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
白木 11	鳥羽市白木町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
幸丘 3	鳥羽市幸丘 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
岩倉 8	鳥羽市岩倉町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
河内 14	鳥羽市河内町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を県土整備部防災砂防課、志摩建設事務所及び鳥羽市役所に備え置いて縦覧に供します。)

三重県告示第 192 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 7 条第 1 項及び第 9 条第 1 項の規定により、次の土地の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定します。

平成 31 年 3 月 26 日

三重県知事 鈴木 英 敬

区域の名称	区域の所在	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条に規定する衝撃に関する事項
治田Ⅱ	伊賀市治田 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
治田Ⅲ	伊賀市治田 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
治田Ⅳ	伊賀市治田 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
石田の谷	伊賀市白檜 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
白檜	伊賀市白檜 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
早稲谷	伊賀市白檜 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
荒糸谷	伊賀市治田 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり

石打川支溪	伊賀市治田 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
法花Ⅱ-1	伊賀市法花 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
法花Ⅵ-1	伊賀市法花 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
アカエ谷	伊賀市法花 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
法花三の谷川	伊賀市法花 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
東出谷	伊賀市法花 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
広沢谷	伊賀市法花 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
竹屋谷	伊賀市法花 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
法花Ⅲ	伊賀市法花 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
法花Ⅳ	伊賀市法花 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
ものおき谷	伊賀市法花 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
大野木Ⅰ	伊賀市大野木 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
大野木Ⅱ	伊賀市大野木 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
大野木Ⅲ	伊賀市大野木 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
法花Ⅸ-1	伊賀市法花 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
法花Ⅸ-3	伊賀市法花 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
法花Ⅸ-4	伊賀市法花 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
法花Ⅹ-1	伊賀市法花 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
法花Ⅹ-2	伊賀市法花 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
山辻谷	伊賀市大野木 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
青木谷	伊賀市大野木、朝屋 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
法花Ⅴ	伊賀市法花 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
朝屋Ⅰ	伊賀市朝屋 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
朝屋Ⅱ	伊賀市朝屋 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
朝屋Ⅲ	伊賀市朝屋 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
西運谷川-1	伊賀市朝屋 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
西運谷川-2	伊賀市朝屋 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり

長田Ⅱ	伊賀市長田 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
長田Ⅳ	伊賀市長田 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
長田Ⅵ	伊賀市長田 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
瀬羅谷4号	伊賀市長田 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
瀬羅谷3号	伊賀市長田 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
瀬羅谷1号	伊賀市長田 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
長田Ⅶ	伊賀市長田 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
長田Ⅷ	伊賀市長田 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
長田Ⅸ	伊賀市長田 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
長田ⅩⅠ	伊賀市長田 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
長田ⅩⅢ	伊賀市長田 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
トガ谷	伊賀市長田 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
射手谷1号	伊賀市長田 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
射手谷2号	伊賀市長田 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
ゼンジ谷	伊賀市長田 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
二ノ谷	伊賀市長田 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
サガン谷-1	伊賀市長田 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
サガン谷-2	伊賀市長田 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
三軒家川支溪	伊賀市長田 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
長田ⅩⅤ	伊賀市長田 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
射手山南谷3号	伊賀市長田 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
花谷-2	伊賀市山神 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
山神Ⅰ	伊賀市山神、土橋 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
土橋川-1	伊賀市土橋 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
土橋川-2	伊賀市土橋、山神 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
大杉谷川	伊賀市土橋、西条 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
西条Ⅰ	伊賀市西条 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり

西条川	伊賀市西条、東条 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
東条Ⅰ	伊賀市東条 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
東条Ⅱ	伊賀市東条 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
東条Ⅲ	伊賀市東条、坂之下 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
東条川	伊賀市坂之下 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
国町川	伊賀市坂之下、東条 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
国町川支溪	伊賀市外山 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
外山Ⅲ	伊賀市外山 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
山川	伊賀市外山 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
千歳Ⅱ	伊賀市千歳 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
南宮川	伊賀市一之宮 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
東の沢	伊賀市一之宮、寺田 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
オバタ谷Ⅰ	伊賀市北山、下川原 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
タイコ谷-1	伊賀市北山 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
タイコ谷-2	伊賀市北山 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
北山Ⅰ	伊賀市北山 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
北山Ⅱ-1	伊賀市北山 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
北山Ⅱ-2	伊賀市北山 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
谷山谷-1	伊賀市勝地、北山 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
谷山谷-2	伊賀市勝地、北山 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
円界谷	伊賀市勝地 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
ナカノ谷-1	伊賀市勝地 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
ナカノ谷-2	伊賀市勝地 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
ナカノ谷-3	伊賀市勝地 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
ナカノ谷-4	伊賀市勝地 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
妙楽地Ⅲ-1	伊賀市妙楽地 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
妙楽地Ⅲ-2	伊賀市妙楽地 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり

妙楽地Ⅰ	伊賀市妙楽地 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
イナ谷	伊賀市妙楽地 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
西切谷	伊賀市妙楽地、瀧 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
瀧Ⅰ	伊賀市瀧 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
瀧Ⅲ-1	伊賀市瀧 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
瀧Ⅲ-2	伊賀市瀧 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
奥院川	伊賀市瀧 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
谷の奥谷	伊賀市伊勢路 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
北山Ⅲ	伊賀市北山 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
伊勢路Ⅰ	伊賀市伊勢路 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
伊勢路Ⅱ	伊賀市伊勢路、下川原 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
伊勢路Ⅲ	伊賀市伊勢路、下川原 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
勝地Ⅰ-1	伊賀市勝地 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
勝地Ⅰ-2	伊賀市勝地 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
勝地Ⅱ-1	伊賀市勝地、妙楽地 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
勝地Ⅱ-2	伊賀市勝地、妙楽地 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
勝地Ⅱ-3	伊賀市勝地、妙楽地 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
蔵縄手Ⅰ	伊賀市蔵縄手 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
菖蒲池Ⅰ	伊賀市菖蒲池 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
菖蒲池Ⅱ	伊賀市菖蒲池 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
古山界外Ⅰ	伊賀市古山界外 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
古山界外Ⅱ	伊賀市古山界外 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
古山界外Ⅲ	伊賀市古山界外 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
鍛冶屋Ⅰ	伊賀市鍛冶屋 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
東谷Ⅳ	伊賀市東谷 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
東谷Ⅴ	伊賀市東谷 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
東谷Ⅲ	伊賀市東谷 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

安場 1	伊賀市安場 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
安場 2	伊賀市安場 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
湯屋谷 1	伊賀市湯屋谷 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
湯屋谷 2	伊賀市湯屋谷 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
蔵縄手 2	伊賀市蔵縄手 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
菖蒲池 3	伊賀市菖蒲池 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
湯屋谷 3	伊賀市湯屋谷 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
蔵縄手 3	伊賀市蔵縄手 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
湯屋谷 4	伊賀市湯屋谷 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
菖蒲池 4	伊賀市菖蒲池 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
菖蒲池 5	伊賀市菖蒲池 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
鍛冶屋 2	伊賀市鍛冶屋 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
蔵縄手 4	伊賀市蔵縄手 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
白樫 1	伊賀市白樫 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
白樫 2	伊賀市白樫 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
白樫 3	伊賀市白樫 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
白樫 4	伊賀市白樫 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
白樫 5	伊賀市白樫 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
白樫 6	伊賀市白樫 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
白樫 7	伊賀市白樫 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
白樫 8	伊賀市白樫 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
予野 2	伊賀市予野 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
予野 3	伊賀市予野 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
予野 4	伊賀市予野 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
予野 5	伊賀市予野 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
予野 6	伊賀市予野 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
予野 7	伊賀市予野 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

予野 8	伊賀市予野 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
予野 9	伊賀市予野 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
治田 1	伊賀市治田 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
治田 2	伊賀市治田 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
治田 3	伊賀市治田 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
治田 4	伊賀市治田 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
治田 5	伊賀市治田 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
治田 6	伊賀市治田 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
大滝 6	伊賀市大滝 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
大滝 7	伊賀市大滝 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
桂 1	伊賀市桂 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
桂 2	伊賀市桂 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
白樫 9	伊賀市白樫 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
治田 7	伊賀市治田 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
治田 8	伊賀市治田 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
予野 10	伊賀市予野 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
大滝 3	伊賀市大滝 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
大滝 4	伊賀市大滝 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
白樫 11	伊賀市白樫 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
白樫 12	伊賀市白樫 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
白樫 13	伊賀市白樫 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
治田 9	伊賀市治田 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
大滝 5	伊賀市大滝 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
法花 2	伊賀市法花 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
法花 3	伊賀市法花 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
法花 4	伊賀市法花 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
大野木 1	伊賀市大野木 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

大野木 2	伊賀市大野木 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
大野木 3	伊賀市大野木 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
法花 5	伊賀市法花 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
法花 6	伊賀市法花 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
法花 7	伊賀市法花 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
法花 8	伊賀市法花 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
大野木 4	伊賀市大野木 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
上野下幸坂町 1	伊賀市上野下幸坂町、上野西 大手町、小田町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
上野下幸坂町 2	伊賀市上野下幸坂町、上野西 大手町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
上野丸之内 1	伊賀市上野丸之内 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
上野丸之内 2	伊賀市上野丸之内 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
上野丸之内 3	伊賀市上野丸之内 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
上野丸之内 4	伊賀市上野丸之内 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
上野西大手町	伊賀市上野西大手町、上野丸 之内、小田町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
上野丸之内 5	伊賀市上野丸之内、小田町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
上野丸之内 6	伊賀市上野丸之内 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
上野丸之内 7	伊賀市上野丸之内、平野見 能、平野山之下 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
上野丸之内 8	伊賀市上野丸之内 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
上野丸之内 9	伊賀市上野丸之内、小田町、 平野北谷 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
上野丸之内 10	伊賀市上野丸之内 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
上野丸之内 11	伊賀市上野丸之内、上野玄蕃 町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
小田町 1	伊賀市小田町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
小田町 3	伊賀市小田町、上野西大手町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
朝屋 1	伊賀市朝屋 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
長田 1	伊賀市長田 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

長田 2	伊賀市長田 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
長田 3	伊賀市長田 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
長田 4	伊賀市長田 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
朝屋 5	伊賀市朝屋 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
朝屋 6	伊賀市朝屋 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
長田 5	伊賀市長田 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
長田 6	伊賀市長田 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
長田 7	伊賀市長田 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
長田 8	伊賀市長田 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
長田 9	伊賀市長田 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
木興町	伊賀市木興町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
長田 10	伊賀市長田 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
長田 11	伊賀市長田 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
朝屋 7	伊賀市朝屋 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
長田 12	伊賀市長田 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
長田 13	伊賀市長田 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
朝屋 8	伊賀市朝屋 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
一之宮 1	伊賀市一之宮 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
一之宮 2	伊賀市一之宮 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
一之宮 3	伊賀市一之宮 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
外山 1	伊賀市外山 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
坂之下 1	伊賀市坂之下 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
坂之下 2	伊賀市坂之下 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
東条 5	伊賀市東条、坂之下 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
西条	伊賀市西条 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
外山 2	伊賀市外山 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
千歳 2	伊賀市千歳、佐那具町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

一之宮 4	伊賀市一之宮 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
千歳 1	伊賀市千歳 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
坂之下 3	伊賀市坂之下 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
一之宮 5	伊賀市一之宮 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
瀧 1	伊賀市瀧 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
瀧 2	伊賀市瀧 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
妙楽地 1	伊賀市妙楽地 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
勝地 1	伊賀市勝地 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
下川原 1	伊賀市下川原 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
伊勢路 1	伊賀市伊勢路 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
伊勢路 2	伊賀市伊勢路 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
勝地 3	伊賀市勝地 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
妙楽地 2	伊賀市妙楽地 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
北山 5	伊賀市北山 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
下川原 5	伊賀市下川原 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
伊勢路 9	伊賀市伊勢路 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
下川原 7	伊賀市下川原、伊勢路 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
瀧 3	伊賀市瀧 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
瀧 4	伊賀市瀧 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
勝地 2	伊賀市勝地 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
勝地 4	伊賀市勝地 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
妙楽地 3	伊賀市妙楽地 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
下川原 2	伊賀市下川原 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
北山 4	伊賀市北山 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
伊勢路 3	伊賀市伊勢路 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
伊勢路 4	伊賀市伊勢路 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
伊勢路 5	伊賀市伊勢路 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

伊勢路 6	伊賀市伊勢路 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
下川原 4	伊賀市下川原、伊勢路 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
下川原 6	伊賀市下川原 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
伊勢路 7	伊賀市伊勢路 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
伊勢路 8	伊賀市伊勢路 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
北山 6	伊賀市北山 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
勝地 7	伊賀市勝地、津市白山町垣内 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
伊勢路 10	伊賀市伊勢路、下川原 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
伊勢路 11	伊賀市伊勢路 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
瀧 5	伊賀市瀧 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
勝地 8	伊賀市勝地、妙楽地 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
伊勢路 12	伊賀市伊勢路 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
北山 7	伊賀市北山 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
北山 8	伊賀市北山 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
北山 9	伊賀市北山 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
北山 10	伊賀市北山 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
北山 11	伊賀市北山 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
北山 12	伊賀市北山 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
北山 13	伊賀市北山 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
北山 14	伊賀市北山 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
北山 15	伊賀市北山 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
北山 16	伊賀市北山 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
北山 17	伊賀市北山 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
北山 18	伊賀市北山 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
北山 19	伊賀市北山 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
北山 20	伊賀市北山 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を県土整備部防災砂防課、伊賀建設事務所及び伊賀市役所に備え置いて縦覧に供します。)

三重県告示第 193 号

教育関係事業補助金等交付要綱の一部を改正する告示を次のように定めます。

平成 31 年 3 月 26 日

三重県知事 鈴木 英 敬

教育関係事業補助金等交付要綱の一部を改正する告示

教育関係事業補助金等交付要綱（昭和 52 年三重県告示第 52 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 第 14 号の項（B）の欄中「又はその他大規模災害等」を「その他大規模災害」に改め、同項（C）の欄中「又は平成二十八年熊本地震」を「その他大規模災害」に改め、同表第 15 号の項（B）の欄中「又はその他大規模災害等」を「その他大規模災害」に改め、同項（C）の欄中「又は平成二十八年熊本地震」を「その他大規模災害」に改め、同表中第 19 号の項を削り、第 20 号の項を第 19 号の項とし、第 21 号の項を削り、第 22 号の項を第 20 号の項とする。

附 則

この告示は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

内水面告示

三重県内水面漁場管理委員会告示第 1 号

第五種共同漁業権に係る平成 31 年度目標増殖量を次のとおり定めました。

平成 31 年 3 月 26 日

三重県内水面漁場管理委員会会長 平 野 金 人

平成 31 年度目標増殖量

(単位：k g)

漁業権番号	漁業協同組合名	魚 種							
		あゆ	あまご	にじます	おいかわ	こい	ふな	うなぎ	もくずがに
三重内共 第 1 号	桑 員 河 川	640	30	420	1 か所	30	30		
” 第 3 号	雲 出 川	590	110						
” 第 4 号	中 村 川	140	20	10	1 か所				
” 第 5 号	阪 内 川	70	30						
” 第 6 号	伊 賀 川	690	360	40	1 か所	160	70		
” 第 8 号	名 張 川	910	60	20	1 か所	10			
” 第 9 号	青蓮寺川香落	210	40	20		30			
” 第 10 号	長瀬太郎生川	380	120		1 か所				
” 第 11 号	櫛田川第一	120							
” 第 12 号	櫛田川河川	330							
” 第 13 号	香 肌 峡	540							
” 第 14 号	櫛田川上流	350	370						
” 第 15 号	宮 川	850	40		1 か所	10		20	
” 第 16 号	宮 川 上 流	870	220	10	1 か所	20	10	10	
” 第 17 号	大 内 山 川	760	70					10	2,850 尾
” 第 18 号	赤 羽 川	80							
” 第 19 号	銚 子 川	80	10						
” 第 20 号	銚 子 川	290	30						
” 第 21 号	大又川飛鳥五郷	350							

※ おいかわの「か所」については、産卵場造成又は保全の数とします。

※ 「こい」については、平成 30 年 6 月 19 日付け三重県内水面漁場管理委員会告示第 2 号により放流等が制限されています。

(注) 各魚種の標準的な種苗サイズを下記のとおりとします。

あゆ	1 尾当たりの重量	3～10 g
あまご・にじます	〃	3～50 g
おいかわ	〃	1～10 g
こい・ふな	〃	5～50 g
うなぎ	〃	10～50 g

公 告

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、次の公共測量を実施する旨、津市長から通知がありました。

平成 31 年 3 月 26 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 作業種類
公共測量（2 級基準点測量、3 級基準点測量及び 4 級基準点測量）
- 2 作業期間
平成 31 年 2 月 13 日から同年 3 月 29 日まで
- 3 作業地域
津市久居明神町及び同市戸木町

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 14 条第 2 項の規定により、次の基本測量が平成 31 年 2 月 28 日に終了した旨、国土地理院の長から通知がありました。

平成 31 年 3 月 26 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 第 1
 - 1 作業種類
基本測量（防災対策地域水準測量）
 - 2 作業地域
伊勢市、尾鷲市、熊野市、多気郡多気町、同郡大台町、度会郡玉城町、同郡大紀町、北牟婁郡紀北町、南牟婁郡御浜町及び同郡紀宝町
- 第 2
 - 1 作業種類
基本測量（電子基準点現地調査）
 - 2 作業地域
熊野市及び南牟婁郡御浜町
- 第 3
 - 1 作業種類
基本測量（地盤沈下関連水準測量及び河川事業に伴う水準測量）
 - 2 作業地域
四日市市、桑名市及び三重郡朝日町

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、次の公共測量が平成 31 年 2 月 22 日に終了した旨、国土交通省中部地方整備局三重河川国道事務所長から通知がありました。

平成 31 年 3 月 26 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 作業種類

公共測量（航空レーザ測量）

- 2 作業地域
松阪市及び多気郡多気町

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、次の公共測量が平成 31 年 2 月 28 日に終了した旨、三重県伊賀建設事務所長から通知がありました。

平成 31 年 3 月 26 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 作業種類
公共測量（砂防基盤図作成）
- 2 作業地域
伊賀市柏野、同市新堂、同市楯岡、同市下柘植、同市御代、同市愛田、同市西之澤、同市川西、同市川東、同市山畑、同市希望ヶ丘西及び同市希望ヶ丘東

河川法（昭和 39 年法律第 167 号）第 16 条 2 第 1 項の規定により河川整備計画を定めましたので、同条第 6 項の規定により関係図書を次のとおり備え置いて縦覧に供します。

平成 31 年 3 月 26 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 河川整備計画を定めた河川名
二級河川神内川水系
- 2 縦覧場所
三重県県土整備部河川課、三重県戦略企画部情報公開課及び三重県熊野建設事務所

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により、桑名市から都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 2 項の規定により、当該都市計画の図書の写しを公衆の縦覧に供します。

平成 31 年 3 月 26 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 都市計画の種類及び名称
桑名都市計画用途地域
- 2 縦覧場所
三重県県土整備部都市政策課

特定調達公告

次のとおり落札者を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年三重県規則第 84 号）第 12 条の規定により公告します。

平成 31 年 3 月 26 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 特定役務の名称 平成 31 年度三重県広報紙「県政だより みえ」及び三重県議会広報紙「みえ県議会だより」の印刷並びに附帯業務（単価契約）
- 2 担 当 部 局 津市広明町 13 番地
三重県戦略企画部広聴広報課
- 3 落札者決定日 平成 31 年 2 月 13 日
- 4 落 札 者 三重県松阪市広陽町 41 番地 1
新日本工業株式会社 代表取締役 青山 光洋
- 5 落 札 金 額 入札価格 29,785,125 円
契約金額 32,403,940 円
- 6 決 定 手 続 一般競争入札

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>
